

最高裁秘書第1955号

令和8年6月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和8年5月2日付け（同月7日受付、第080062号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「裁判所時報の内容は、広く、あまねくこれを知らしめる必要がある。」という裁判所時報の発刊の趣旨（裁判所時報編集マニュアル（平成27年9月9日付）19頁）を変更する意思決定をした際の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）